

議 第 10 号

教員の処遇の抜本的な見直しを求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

近年、教員の長時間労働に対する不安を背景に、公立学校の教員採用試験の志願者が全国的に減少する中、国が、昨年4月に公表した教員勤務実態調査では、公立小中学校の教員における平日1日当たりの在校等時間はおよそ11時間であり、学校現場での長時間労働が続いている状況にあることから、教員のなり手不足の深刻化が懸念される。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）では、給与月額のうち4%を教職調整額として一律に支給するが、時間外勤務手当は支給しないこととされており、この仕組みが、労働時間の把握及び管理に対する意識の希薄化を招き、教員の長時間労働が常態化する要因になっているとも言われている。

こうした中、国は、給特法の改正による教職調整額の引上げを視野に、教員確保のための方策について検討を進めているが、常態化する長時間労働を是正し、なり手不足を解消して学校現場の教員を増員するためには、時間外勤務手当の支給をはじめとする現在の給与体系の抜本的な見直しを通じて、教員の処遇改善を図ることが必要不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、学校現場を持続可能で魅力ある職場とし、将来にわたって学校教育を担う人材を確保するため、教員の処遇を抜本的に見直すよう強く要請する。